



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2007.10.7

No. 31-14

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

スカイマーク乗員組合

争議権確立！

スカイマーク乗員組合は不当労働行為と戦っています。

スカイマーク経営は、スカイマーク乗員組合の機長1名に対し、組合に加入していることを理由に副操縦士への降格を行おうとしています。これは明らかな不当労働行為であり、スカイマーク乗員組合はこの件に対して争議権を確立しました。

スカイマーク乗員組合では、組合設立直後から要求書を提出し経営に対し、団体交渉を求めてきました。経営は「オープンミーティング」という形式の話し合いの場は設けましたが、団体交渉には応じていません。それどころか、1名だけしかいない組合員の機長に対し、この要求書に対するレポートの提出を、業務指示として命令しました。その趣旨は、組合要求に対する姿勢で機長の資質を確認したいという不当なものです。当該機長は、レポートを提出しましたが経営は納得しませんでした。経営側は「組合要求が間違っており、組合を脱退する」といった趣旨のレポートの雛形を用意し、この通り書かないと、降格もありうるという恫喝を行いました。

団体交渉に応じないこと、組合を無視して一組合員に意見を求めること、組合脱退を強要すること、組合を脱退しないと降格（不利益）とする取り扱いをすることは全て不当労働行為です。組合はこの不当労働行為に対して抗議を行いました。経営は「不当労働行為は行っていない」との文書回答で対応しました。話し合いによる解決は不可能であり、不当労働行為に対しての争議権確立を余儀なくされています。

今回の争議権は機長に対する不当労働行為に対する争議権です。機長が降格されれば、不当労働行為として争議の実施に至る可能性があります。逆の見方をすれば、降格さえしなければストライキは実施しません。このため、経営は不当労働行為さえ行わなければ、費用も使わずに争議を回避することができます。このような単純な争議権に対し、スカイマーク経営は更に不当な行為を繰り返しています。社内周知文書では「経営陣は安泰だが、ストライキで痛むのは社員である。ストライキを振り回すのはチンピラと同じである」と公表したり、組合に対しては12日から争議を開始する可否を示せと質問状を送りつけています。

私たち運航乗務員の資格は、厳しい国家試験によって認可を受けたものです。この認可を受けた機長が一経営の判断で降格させられるという行為を、私たちは容認できません。この不当労働行為と戦っているスカイマーク乗員組合を応援します。スカイマーク経営は、今までの間違った労務姿勢を改め、平和的な解決をするよう、労務姿勢の正すべきと考えます。

